



## 児童手当の申請は

### おすすめですか

児童手当の支給対象がつきのように大幅に改正されました。新たに該当することになった方は、申請してください。

第一子の年令が「十八歳未満」に引き上げられました。

公的施設(都立、区立、国立)に入所していても支給対象になります。

扶養親族数	所得限度額
0人	1,126,000
1人	1,241,000
2人	1,356,000
3人	1,471,000
4人	1,586,000
5人	1,701,000
6人	1,816,000
7人	1,931,000
8人	2,046,000
9人	2,161,000

- ・所得とは給与所得のみの人の場合は、年間収入から給与所得控除を引いた「給与所得控除後の金額」です。
- ③保護者の扶養親族等の数の計算方法
- ・税法上の控除対象配偶者+扶養親族数+保険者が扶養している親族でない児童の数
- ・実子でなくとも監護および生計を同じくまたは生計を維持している事実があれば支給要
- ・申請をしてください。
- お問い合わせは

## 戸籍の届出はお忘れなく

### ことしは戸籍制度創設百年

今年は戸籍制度が創設されて一〇〇周年になりますので、この機会に戸籍について説明してみます。

戸籍の主な届出の取り扱いは、別表のとおりです。

(例)

戸籍等については、届出においては、豊島区役所戸籍係に相談ください。

戸籍は、だれでも手数料を納めて閲覧することができます。抄本の交付を請求することができます。

戸籍は、だれでも手数料を納めて閲覧することができます。抄本の交付を請求することができます。

戸籍制度が創設されて一〇〇周年になりますので、この機会に戸籍について説明してみます。

戸籍の主な届出の取り扱いは、別表のとおりです。

戸籍等については、届出においては、豊島区役所戸籍係に相談ください。

戸籍は、だれでも手数料を納めて閲覧することができます。抄本の交付を請求することができます。

戸籍の表示方法

戸籍表示により住所の名称が変わった場合、新町名と仕居表示前の番地であらわします。

戸籍は、だれでも手数料を納めて閲覧することができます。抄本の交付を請求することができます。

### 手数料は全国共通です

四丁目二百八十八番地

福祉事務所

## お年寄の福祉のために こんな制度があります

ながいあいだ社会に貢献されたお年寄りの方のためいろいろな福祉施策がありますが、最近実施されているものにつきのようなものがあります。

ご利用ください。

### 【マットレスを支給します】

三つに分割できる「スプリングマットレス」をさしあげます。支給される方は、六十五歳以上の常時臥床者（いわゆる寝たきり）で、生計中心者が所得税の非課税の場合に限ります。

### 【特殊ベットをお貸します】

寝たまま…横になつて…ものにもたれて食事をする…このようない方のために、無料でお貸しするものです。

このベットは、ハンドルを回わすと上半身が起きたり、足の方があがつたり、テーブルを取りつけると食事や読書もできるよう設計されています。

お貸しできる方は、生計中心者が所得税の非課税の場合に限られております。

### 【希望の椅子をお贈りします】

これは登島区独自の事業で、脚に車がついて自由に動き、便器もつけてあり、また机を取り付けることができるなどの工夫をこらしてあります。



六十五歳以上で、国民健康保険の被扶養者、職場の健康保険の被扶養者で、原則として生計中心者が所得税を課せられています。

以上の常時臥床者は、手術費の助成される費用は、手術の術前検査料、手術費等の診療費の自己負担金と特殊眼鏡代です。

### 【所得控除】

身体または精神に障害のある六十歳以上の方で、身体障害者手帳を持っていない方があがつたり、テーブルを取りつけると食事や読書もできるよう設計されています。

お貸しできる方は、生計中心者が所得税の非課税の場合に限られております。

### 【家庭奉仕員の派遣】

精神薄弱者に適するご老人：

身体障害者福祉法の別表

一級から六級にあてはま

る方

常時臥床六歳以上の方

寝たきりの老人…

ねたきりの老人…

